

廃棄物処理法における行政調査の現状と課題

岡山県環境文化部循環型社会推進課

横 田 健 二

本稿は、平成28年9月24日の岡山行政法実務研究会における講演内容をもとに原稿化したものである。廃棄物行政の一端を知る一助となれば幸いである。

1 廃棄物処理法の概要等

環境法令の体系上、環境保全施策の基本理念を定めた法律として「環境基本法」が最上位に位置し、この基本法のもとに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）があり、このほかにも、工場等からの排水基準等を定めた「水質汚濁防止法」、工場等からのばい煙規制や自動車排出ガスに係る許容限度等を定めた「大気汚染防止法」、土壤汚染の搬出規制等を定めた「土壤汚染対策法」、いわゆる環境アセスメントを定めた「環境影響評価法」などが、それぞれの目的に応じて制定されている。

昭和45年に制定された廃棄物処理法の目的は、同法第1条に規定されているとおり「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」であり、要約すれば、廃棄物の排出を抑制しつつその適正な処理を通じて生活環境の保全を図ることにある。

この廃棄物処理法は、廃棄物全般に関する一般法であり、同法のもとに、特別法として各種リサイクル法がある。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法などであり、これらの特別法は、それぞれの対象物のリサイクル技術が確立し、それを再利用できる体制が整った段階で順次制定されている。

ここで、今回、廃棄物処理法上の行政調査をテーマに現状と課題を報告するにあたり、関連用語について触れておく。

まず、廃棄物の「処理」とは、廃棄物を保管する行為、収集する行為、運搬する行為、処分する行為に大別され、このうち処分する行為については、最終的な処分手法である埋立て（最終処分）のほか、最終処分に至る前の中間的な手法として、焼却、破碎、脱水等（中間処理）がある。

そして、上記の処理を「業として」行う、つまり、特定または不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行う場合、産業廃棄物については都道府県知事の許可が、一般廃棄物については市町村長の許可がそれぞれ必要である。なお、産業廃棄物の第一次的処理責任は排出事業者にあるとされており、排出事業者の自社処理に許可は不要となっている。

次に、「廃棄物」の定義であるが、廃棄物処理法第2条第1項において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義されている。

この定義を一見すると、廃棄物とそうでない物とを容易に区分できそうであるが、例えば、壊れた古いブリキのおもちゃが、ある人にとっては骨董品として有価物であるが、別のある人にとっては単なる不要品であるように、物の捉え方も一様ではなく、世の中に存在する物には様々な性状があり、その使い方や取引形態も様々であることから、廃棄物に該当するかどうかの判定は非常に難しいものである。

このため、国は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言として、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」（平成25年3月29日環廃産発第1303299号）を発出し、廃棄物に該当するか否かは、次の5つの判断要素を勘案し、総合的に判断すべきことを示している。

- ・『物の性状』（利用用途に適合した品質であるか等）
- ・『排出の状況』（需要に沿った計画的な排出であるか等）
- ・『通常の取扱い形態』（通常はどのような取扱いであるか等）
- ・『取引価値の有無』（有償で譲渡されているか等）
- ・『占有者の意思』（占有者の意思は合理的であるか等）

例えば、木造の建築物を解体する場合、解体工事現場で多くの木くずが発生するが、この場合の木くずが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかどうかを考える場合、「物の性状」としては木くずなので一般的には不要な物である。しかしながら、例えば岡山県内であれば、真庭市において全国的にも先進的な木質バイオマス発電事業が行われており、木くずを持ち込めば、燃料として有料で買い取ってくれるケースもある。もちろん、買取り代金よりも運搬費用の方が高くなれば不要物であるが、木質バイオマス発電所の近隣業者であれば、運搬費用よりも燃料としての買取り代金の方が高くなるような事例も想定され、その場合は、「取引価値の有無」について、総体として有価物としてとらえる余地が出てくる。

「排出の状況」という観点からも、単に建築物を解体したことにより発生した結果に過ぎなければ不要物であるが、元々の計画で建築物の解体により発生したものを燃料に利用することが予定されていたのであれば需要に沿った計画的な排出ととらえることができる。

また、「通常の取扱い形態」という観点からは、こうした木くずを取り扱う流通ルートが現に確立しているといえるかどうか重要な要素となる一方で、「占有者の意思」という観点からは、その木くずを占有している者が実際にその木くずをどのようにとらえているのかを勘案することになる。

こうした諸要素を総合的に判断して、廃棄物に該当するかどうかを検討するため、一般的に廃棄物かどうかは視覚的、感覚的に区別できる簡単な判断だと思われがちであるが、実際には非常に慎

重かつデリケートな判断となる場合が多く、訴訟で争点となることもある。

平成11年に最高裁まで争われたいわゆる「おから事件」(最高裁平成11年3月10日第二小法廷決定)では、豆腐製造業者によって大量排出されているおからについて、廃棄物処理法上の不要物に該当するかどうか争われ、最高裁は、『不要物』とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決定するのが相当である」とし、総合判断説を採用した上で、本事案においてのおからは、『不要物』に該当すると判断した。

また、廃棄物該当性を巡る最近の事案として、鉄を精製する際に発生する副産物であるスラグに関するものがある。一般的にスラグは、有害物質を含有していなければ再生利用できる有価物としての可能性が高いものであるが、有害物質が含まれるスラグを他県のある鉄鋼会社が再生利用材として実際の公共工事に使用した事案がある。平成26年9月に同社工場所在地の県が、同社が当該スラグに環境基準を超えるフッ素が含まれていることを把握していたうえで出荷していたことや販売額以上の金額を販売管理費名目で支払う逆有償取引であったことなどを理由に再生資材を装った廃棄物処理だと判断し、当該処理に必要な許可を受けていない会社に処理を委託したなどとして同社を刑事告発し、これを受け県警が平成27年4月に同社を書類送検したものである。この事案においても、廃棄物該当性が大きな争点となっている※。

※最終的に当該事案は、廃棄物だと立証するには証拠不十分などとされ、嫌疑不十分を理由に平成28年12月に不起訴となったが、まさに廃棄物該当性の判断が難しいことを示唆するものである。

2 廃棄物処理法に基づく行政調査について

(1) 行政調査の種別

行政調査を3つに大別すると、1つ目は、相手方の抵抗を排除しても行うことができる実力強制調査である。2つ目は、あくまでも、相手の任意の協力に基づいて行ういわゆる任意調査であり、強制力は全くない。3つ目は、その中間に位置するもので、従わない場合は刑事罰が適用されるなどの間接的な担保措置が用意されている間接強制調査である。

廃棄物処理法に基づく行政調査は、3つ目の間接強制調査であり、罰則によりその実効性を担保する形式がとられている。

(2) 報告徴収

廃棄物処理法では、第18条において行政調査としての報告徴収が定められており、同条第1項において「都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するため

に設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。)又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第15条の17第1項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行った者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。」と規定されている。

要は、産業廃棄物に関して言えば、都道府県知事は、事業者等に対して、産業廃棄物の処分等に関して必要な報告を求めることができるということであり、この報告徴収を一般的に「18条報告」と呼んでいる。

この18条報告は、行政処分等を行うにあたり事前に様々な事実関係を把握する必要から多用されており、行政側からすれば重用する制度である。なお、本条文にあるとおり、「この法律の施行に必要な限度において」という制約があるため、法律の目的にかなう範囲内での取扱いとなり、もちろん、刑事罰を行使する警察権力とは異なる。また、その対象者や対象事項についても制限されている。

18条報告の対象者は、(1)産業廃棄物の排出事業者、(2)産業廃棄物の処理業者、(3)一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者、(4)情報処理センター、(5)指定区域内の土地の所有者等、(6)その他の関係者、である。(1)の産業廃棄物の排出事業者に対しては、廃棄物がどのような過程で生じたもののかなどを確認する上で報告を求めるケースが多く、(2)の産業廃棄物の処理業者に対しては、中間処理や最終処分における実際の処理日や処理工程などの事実関係を確認するケースが多い。なお、後述するが、18条報告の対象事項には、廃棄物の疑いのある物も含まれるため、対象者には無許可業者も含まれる。(6)のその他の関係者とは、平成22年の法改正で追加されたもので、不適正処理を斡旋、仲介したブローカーや資金提供者等を指す。

次に、18条報告の対象事項であるが、「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設もしくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項（第15条の17第1項）の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し」と規定されている。この規定中、「廃棄物であることの疑いのある物」という文言が重要であり、仮に「廃棄物」に限定されていれば、上述の廃棄物該当有無を総合的に判断するため、迅速な対応ができない場合や廃棄物該当有無の判断に疑義が生じる場合が想定されるが、「廃棄物であることの疑いのある物」を含むことで、運用上のハードルが低くなっている。つまり、例えば相手方が廃棄物でない旨を主張する場合であっても社会通念等に照らし廃棄物であろうと判断できる物であれば、報告徴収ができることとなっている。

ちなみに、この18条報告の求めに対して、報告をせず、あるいは、虚偽の報告をした者については、30万円以下の罰金を処することとされており（第30条）、岡山県では報告徴収を行う際は、報告拒否あるいは虚偽報告に対しては刑罰が科され得ることを明示したうえで、この制度を積極的に活

用するようにしている。

なお、この報告徴収や後述する立入調査は、第一号法定受託事務であり、国が技術的助言という形（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」（平成25年3月29日環廃産発第1303299号））で、「報告徴収は、刑罰による間接強制によってその実効性を担保する制度であるから、報告を拒否あるいは虚偽報告がなされた場合は、捜査機関と協議の上で告発を行うなど、厳正に対処する」とし、また、「明示的あるいは黙示的に報告を拒否する場合のみならず、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的な報告の拒否と判断される場合は、報告拒否と扱って差し支えない」と示している。

第一号法定受託事務を担う都道府県からすれば、このような国の積極的な解釈はありがたいことであるが、事案の内容や悪質性等はケースバイケースであり、報告拒否があれば直ちに警察に告発することばかりではなく、報告がなければ再度求め、再度求めてもなお提出されなければ、行政処分を行うというケースも多い。行政処分と刑事罰とは本来別次元の話であるが、行政処分を課してもなお従わないような場合の延長線上に、告発という手段を念頭に置いている。

なお、報告徴収と行政処分との関係について国は、上述の通知において「報告徴収は、都道府県知事が産業廃棄物の適正な処理を確認する上で必要不可欠な制度であるから、許可を受けた処理業者による報告拒否又は虚偽報告については、たとえ初めての違反であっても、その悪質性は高く、直ちに事業停止処分を課するのが相当であり、さらに度重なる報告拒否又は虚偽報告については、「情状が特に重いとき」に該当するものとして、業の許可を取り消すのが相当」と示している。この運用については、許可がなくなれば事業ができなくなる許可業者に対しては、行政側の強力な武器となる一方で、業の許可を要しない排出事業者などに対しては、取り消すべき対象がないため、担保にならないという課題がある。

(3) 立入検査

次に、行政調査としての「立入検査」についてである。報告徴収と同様に、事実関係や現場の実態を把握するために有効な手段である。

廃棄物処理法第19条において、「都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所（略）に立ち入り、（略）帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物（略）を収去させることができる。」と規定されている。

立入検査の対象場所の詳細は、(1) 産業廃棄物の排出事業者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所、(2) 産業廃棄物の処理業者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所、(3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設のある土地又は建物、(4) 指定区域内の土地、となっている。

(4) 以外が通常の立入検査場所であり、(1) の「その他の場所」とは、コンテナ等行政処分等を行

う上で事実関係の把握のために立ち入る必要がある場所が広く含まれる。また、(2)の「産業廃棄物の処理業者の事業場」には、無許可業者による不法投棄現場や無許可設置施設が含まれる。

立入検査の対象事項については、「廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項（第15条の17第1項）の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の地質の変更」に関する帳簿書類その他の物件、となっている。

報告徴収の場合と同様の趣旨で、「廃棄物であることの疑いのある物」が対象に含まれており、廃棄物等に関する様々な帳簿書類その他の必要な物件を検査可能である。なお、ここでいう「帳簿書類」には、法人が廃棄物処理事業を行う上で十分な経済的体力を持っているかどうかという経理的基礎を判断するための貸借対照表、損益計算書、有価取引の真偽や事業支配の該当性を判断するための預金通帳等を含む。

ちなみに、立入検査については、検査若しくは収去を拒み、妨げ、または忌避した場合、30万円以下の罰金に処されることとなっている。この立入検査に係る罰則は、報告徴収と同様に、刑事罰による間接強制によって実効性を担保する趣旨であることから、相手方が立入検査を拒否した場合に、その抵抗を排除してまで実施することは許されず、行政側も権限の濫用にならないように留意している。すなわち、廃棄物処理法第19条第4項には、「立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」とあり、警察権力をもってしても、現行犯でなければ個人の住宅や工場等に立ち入ることはできないことや、通常は捜査令状が必要であることからして、刑事罰による間接強制である立入検査は慎重に行うべきであると考えており、違反行為を疑うべき合理的な事実がある場合に適用している。例えば、地域住民から具体的な違反行為に関する通報があった場合などは、第19条に基づく立入検査として実施し、定期的な立入検査については、基本的に任意調査として実施している。

なお、ここでは省略するが、立入検査に関しても国から技術的助言に関する通知が発出されている。

3 岡山県の状況

(1) 検査体制

一般廃棄物に係る検査は市町村が担当し、産業廃棄物に係る検査（政令市等に係るものを除く）を県が担当している。岡山県の場合、本庁に循環型社会推進課、各地域に3つの県民局（備前、備中、美作）、更にその下に6つの地域事務所（東備、井笠、高梁、新見、真庭、勝英）があり、それぞれが連携して産業廃棄物に係る業務を行っている。そして、告発等の警察との連携が求められる業務内容から、本庁には現役の警察官の出向を受けており、また、各県民局及び各地域事務所には警察官OBを非常勤の産業廃棄物監視指導員として配置し、それぞれ管轄する地域を日々巡回監視する体制をとっている。

(2) 検査状況

近年の立入検査の件数は、平成25年度は約800件、平成26年度は約900件、平成27年度は約1,000件と、検査業務を強化している関係で年々増加している。また、事業所等への立入検査以外にも、産業廃棄物運搬車両の路上検査を警察の協力を得て年6回実施している。産業廃棄物監視指導員の出勤回数は、平成27年度は9人で計約1,800回、うち指導件数は約160件（うち改善件数は約90件）、うち不法投棄発見件数は約40件（うち指導後撤去された件数は約20件）、野外焼却発見件数は約50件（うち指導後解決件数は約40件）という状況である。

また、実際の不法投棄は夜中の人目につかない時間帯に行われることが多いことから、民間の警備会社に委託して、夜間や休日にも監視を行うとともに、年に数回、ヘリコプターによる上空からの監視も実施している。税金を投入してどこまで行政が取り締まるかについては議論があるところであるが、捨てた者勝ちにしてはならないこと、環境汚染を防ぐ必要があることについては、県民を含めた皆の共通認識であると思われる。ちなみに、岡山県の場合、最終処分場に産業廃棄物を搬入する者に対して、産業廃棄物1トンにつき1,000円を産業廃棄物処理税として徴収しており、この財源を元に監視活動等を実施している。

(3) 検査方針

次に、岡山県の検査方針であるが、新たな規制等が適用される事業場、周辺住民から苦情等が寄せられる事業場、近年に行政処分を受けた事業場などを優先的に選定して実施している。

検査実施にあたっては、定期的な検査については数日前に事前通告して実施することが多いが、事前通告の有無はケースバイケースである。例えば、愛知県でのダイコー株式会社による廃棄カツの横流し事件をきっかけに、平成28年度は岡山県内の食品廃棄物関係業者の重点立入検査を実施したが、当該重点検査については当然すべて無通告で行っている。本来の立入検査の趣旨からすれば、すべて無通告で行うべきなのであろうが、実際に無通告で行った事例では、担当者が不在であったり、会社自体が休みであったりということがあり、検査の効率性の面からは課題がある。

なお、検査現場では、必ず複数の人員で対応することとしており、検査員は相手方に立入検査員証明書を提示し、第19条に基づく立入検査の場合は、検査拒否、妨害、忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示している。

また、立入検査で違反事項が判明した場合は、措置事項を文書により指導し、措置期限を定めることとしており、この指導文書は、初めての指導と再三の指導とでは意味合いが異なることから、サッカのイエローカードによる警告、レッドカードによる退場といった具合に、白色、黄色、赤色の順番で通知し、相手方に次は最終通告だといった旨が伝わるような工夫をした書式を用いる場合もある。

4 その他の課題

廃棄物行政上の現在進行形の課題の1つとして、不用品回収の事案を紹介する。

使用済みで一般家庭から廃棄される冷蔵庫や洗濯機（廃棄物に該当するものに限る）を無料で引き取る無許可の不用品回収業者がいるが、少なくとも現行法律※においては違法行為である。

※平成29年3月10日に、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済み機器）について、保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出を義務付ける廃棄物処理法の改正案が閣議決定されている。

本来、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンといういわゆる家電4品目については、家電リサイクル法によるリサイクル体制が整っており、消費者は小売業者に引き渡す時にリサイクル料金を数千円支払い、そのお金をもとに指定リサイクル業者がほとんどの部品をリサイクル処理している。

この家電リサイクル法で定められた適正な処理で家電4品目がすべて処理されることが理想ではあるが、現実には、例えば違法な不用品回収業者が、無料で引き取った家電から有価物を抜きとった後、不法投棄あるいは不適法輸出するような事例も散見され、違法な処理で利益を上げる行為は、正規業者の経営を圧迫し、家電リサイクル法が想定するリサイクル制度の根幹を揺るがしかねない。

この原因として考えられる現行の家電リサイクル法の課題の一つは、廃棄時に消費者がリサイクル料金を負担するという点である。自動車リサイクル法であれば、リサイクル料金を自動車の購入時に払うことになっているが、家電リサイクル法では、例えば冷蔵庫のリサイクル料金を購入時でなく廃棄時に支払うことになるため、消費者にとっては、廃棄時に無料で回収してくれる業者があるならそこに出すという心理が働いてしまう。そして、同法のもう一つの課題が、経済活動の自由などを考慮してか、同法が想定する適正なルート以外のルートでの処理を禁止していないという点である。

こうしたことを背景に、消費者心理としては、リサイクル料金を払わずに済む方法を選択してしまいがちな状況があると推測できる。

このほかにも廃棄物処理法の適用上の課題もある。許可を持たない不用品回収業者は、取り扱っている物は廃棄物処理法が対象とする廃棄物ではなく有価物であると主張するため、外形的に明らかに廃棄物とみなせない場合、廃棄物処理法の適用が難しい面がある。

この点については、国が、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えない旨の通知（平成24年3月19日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」）を発出しているが、外見的に明らかに廃棄物と見なせる場合ばかりではない。

また、取締体制上の課題もある。産業廃棄物に係る岡山県の検査体制については上述したが、この家電4品目に関しては、基本的に一般家庭から出る一般廃棄物であることから、市町村が取り締まることになり、産業廃棄物ほどの指導・監視体制が整っていない。

こうした状況を背景に、平成28年9月の岡山県議会において、「鳥取県では、使用済物品回収業者の届出や家電製品等の保管の適正化などを求める条例が制定、施行されている。資源の確保、環境保護、廃棄物の適正処理、火災や犯罪防止の観点から、岡山県においても、不適正業者規制の条例を制定すべきと考えるが、いかがか。」という旨の質問があったところである。鳥取県で実施している条例を参考に、岡山県でも新たな条例制定を検討してはどうかという前向きな質問であるが、この質問に対する答弁を示す前に、事例として示された鳥取県の条例を紹介する。

鳥取県では、不用品の屋外集積が長期間の放置・不法投棄に発展しているにもかかわらず、現行の廃棄物処理法では廃棄物でない有価物に効果を及ぼすことが困難であるため、条例により有価取引される不用品の回収行為を把握、指導できる仕組みを導入することにより、美しく快適で安全な生活環境を保全する旨の「鳥取県使用済物品等の放置防止条例」を平成28年4月1日から施行しており、その具体的な内容は、次の5点である。

- (1) 使用済物品回収業を営む場合、事前の届出を義務付け（行為の把握）。
- (2) 収集、保管行為に基準を設定し、遵守を義務付け（基準設定）。
- (3) 使用済物品の屋外保管を禁止（放置禁止の明確化）。
- (4) 使用済物品回収業者に対する報告調査、立入調査等を明確化（指導権限の明確化）。
- (5) 命令違反に20万円以下の罰金、無届営業等に5万円以下の過料（違反行為に罰則）。

鳥取県の当該条例は全国に先駆けた積極的な取り組みであり、その内容を否定する気は全くないが、届出制度を創設した場合、廃棄物処理法に抵触するであろう無許可回収行為を公的に認めることとなり、制度的な矛盾が生じることが懸念されるところである。また、実際に届出制度を創設したとしても厳格に運用すると届出がなされない可能性が高いなど、その効果は未知数である。さらには、不用品回収の課題は個々の県特有のものではなく全国的な問題であり、上述した法制度の不備によるところも小さくないと想定されるため、本来は国が法改正により対応すべきものと思料されるところである。

こうしたことから、平成28年9月14日の岡山県議会において知事は次の趣旨の答弁を行っている。

- ・法制度上の問題が大きいため、使用済家電製品が本来のリサイクルルートで処理されるよう国に対して制度の見直しを要望。
- ・引き続き、市町村と連携して業者指導を強化。
- ・県独自の条例制定については他県状況も参考に研究。

県独自の条例制定については、現時点では鳥取県のみが制定しており、鳥取県の状況はもとより、今後、追隨していく都道府県の有無等を含め情報収集しながら研究を進めていく必要があるが、今後の取り組みを検討していく上で、皆様から幅広い視点でのアイデア等を聞かせていただければ幸いである。